

賃貸契約書

貸主 (有)ビジネスホテルビーエル (以下甲と称す)

借主 (以下乙と称す)

上記甲乙間に於いて下記の通り賃貸契約を結ぶ。

第一条 賃貸物件の表示

所在地 三重県桑名市西別所九六五ノ一 A・B・C・D号室

第二条 使用目的

甲は、その所有に係る上記表示の物件を乙とその家族、又は従業員の住居に使用する目的で乙に賃貸し、乙はこれを賃貸した。従って、乙はその他の目的に使用したり、第三者を同居させたり、転貸し、ペットの飼育をすることはできない。

第三条 期間

- 契約期間は平成 年 月 日より平成 年 月 日午前10時までと定め本日物件の引渡をなした。
- 期間満了時、次の予約がない場合のみ甲乙協議の上契約を更新することができる。

第四条 賃料その他の負担の帰属

- 賃料は下記のように定め、乙は事前に甲の銀行口座又は現金にて支払うこと。

	総額	延長1泊分
1週間(7泊)	63,000円	9,450円
2週間(14泊)	115,500円	8,400円
3週間(21泊)	157,500円	7,875円
1ヶ月(30泊)	178,500円	6,300円
2ヶ月日以降	147,500円	6,300円

振込み手数料は乙の負担となる。

- キャンセルについて：1週間前は5,250円・前日は10,500円・当日は21,000円
- 鍵をなくされた場合、交換費用18,900円が掛かります。
- 賃貸物件の租税・公課又は経済情勢の変動により賃料を増減する必要がある時は双方協議の上改定することができる。又賃貸物件の租税・公課・電気・水道・ガス等の使用料は甲の負担とする。又電気・水道・ガス等を故意に必要以上使用した場合は超過料金として相当分の使用料を支払わなければならない。
- 乙の責に帰すべき事由によって貸室を破損した時は、乙は速やかにこれを現状に回復し、又は損害の賠償をするものとする。
-

第五条 禁止事項

- 乙は甲の書面による承諾なく賃貸物件を造作、模様替え、その他の原状変更をしてはならない。尚甲の承諾を得て行った原状変更といえど明渡しに際し乙は自費を以って原状に戻すか、無償で甲に明渡さなければならない。
- 駐車場利用は乗用車一台まで、それ以上の台数又はトラック等の駐車は不可。
- 乙は有害、危険、若しくは近隣に迷惑となる行為をしてはならない。

第六条 解約

- 甲又は乙の都合により本契約を解除する場合、相当の期間をもって相手方に予告しなければならない。
- 乙が次の各号のいずれかに該当した時は甲の催告なしに本契約を解除されても異議を申さない。
賃料の支払を一ヶ月以上延滞した時。
本契約の条項に一つでも違背した時。
賃借物件より退去した時。
- 本契約が終了した時は乙は自費を以って賃借物件を原状に復し且つ賃借物件内にある所有物を収去、部屋の掃除(ゴミの片付け)をした上物件を完全に明渡し甲に返還すること。
- 乙が前項の義務を復興せず、又は乙が置き去った物品がある時は、乙がその所有権を放棄したものとして甲が勝手に処分しても乙は後日異議を申さない又何等金銭の請求はしない。尚原状に復する為、或いは処分に要した費用はすべて乙の負担であること。

第七条 付則

本契約に記載がない事項については民法及び慣習に従い円満な解決を図るものとする。

第八条 特約

賃料は下記口座に毎月月末日までに翌月分を乙は振込むこと。

桑名信用金庫 本店 当座 012743 (有)ビジネスホテルビーエル

前記契約を証する為証書を二通作成し、甲、乙各自署名捺印の上各一通を保有する。

平成 年 月 日

貸主住所 三重県桑名市額田317
氏名 (有)ビジネスホテルビーエル
代表取締役 佐野康治 印

借主住所
氏名 印